

1.1. 高齢者虐待防止・養護者支援の推進について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号）が平成18年4月1日に施行され、各都道府県・市町村におかれでは、同法の施行についてご尽力いただいているところである。高齢者虐待への対応については、虐待を発見した者からの通報・相談等に対し、関係者による緊密な連携の下、適切な対応をお願いしたい。（同法の概要については、巻末資料を参照のこと。）

また、各都道府県においては、毎年度、同法第25条の規定に基づき、養介護施設従事者等による虐待の状況等について公表することとされているので、各年度の結果がまとまり次第、速やかな公表に努めていただくとともに、情報の公表に当たっては、高齢者虐待の防止の意識の向上並びに取り組みの推進につながるよう、ホームページや広報を活用するなど、その情報が広く利用されるよう配慮願いたい。

なお、国においては、同法第26条の規定により、下記の調査研究を行っているところであるが、その実施に当たっては、各自治体や関係施設等の協力をいただいているところである。調査結果がまとまり次第、その成果を周知していくこととしているので、各自治体における取組や対応の参考とされたい。

併せて、新年度に入り次第、各自治体における平成18年度の高齢者虐待の状況等について調査を行うことを予定しているので、ご協力をお願いしたい。

[平成18年度 老人保健健康増進等事業]

- 施設・事業所における高齢者虐待防止に関する調査研究事業

実施主体：認知症介護研究・研修仙台センター

- 高齢者虐待に関する困難事例に対する介入及び地域支援のあり方に関する研究

実施主体：財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会

医療経済研究機構